

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

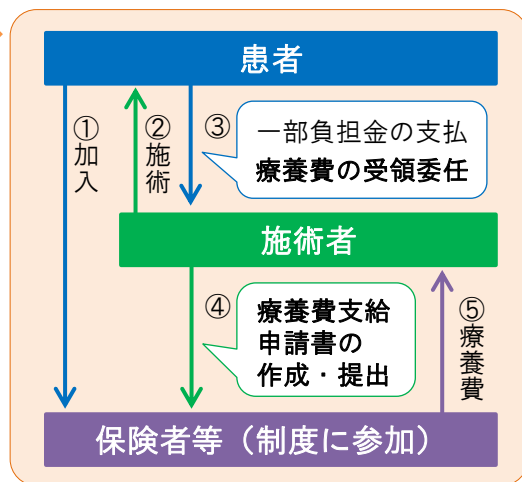
受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されます。

(宮崎県後期高齢者医療連合は平成31年4月1日から取扱い開始)

制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲載する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

平成31年4月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

※受領委任の申出を行っても、当広域連合の31年3月までの取扱いに変更はありません。

※ 具体的な手続きについては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認ください。【九州厚生局 宮崎事務所 電話：0985-72-8880】

ご注意ください！

受領委任制度の導入後は、代理受領は認められません。

- 受領委任制度の導入後は、現在の代理受領が認められません。受領委任の申出のない施術所に係る申請書が、平成31年4月以降に宮崎県後期高齢者医療広域連合に提出された場合は、原則返戻となり、被保険者への償還払いでの対応となりますのでご注意ください。
- 受領委任制度に伴う変更については、今後も随時お知らせしていく予定です。宮崎県後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しますので、ご確認をお願いします。受領委任制度については、下記ウェブページもご覧ください。

【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180612-01.pdf>
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180621-06.pdf>